

火山情報の提供に関する検討会（第 6 回）議事概要

1. 検討会の概要

日 時：平成 27 年 3 月 18 日（水）15:00～17:30

場 所：気象庁講堂（気象庁庁舎 2 階）

検討会委員出席者：藤井座長、石原、田中、黒岩、青柳、河合、尾形、辻村、谷原、名波、植松、西山、北川

気象庁出席者：東井、関田、松森、齋藤

2. 議事概要

＜火山活動に関する情報提供の改善について＞

第 5 回検討会において、継続議論することとした火山活動の変化を登山者等に伝える情報について、事務局から素案を提示して報告し、委員から意見をいただいた。また、最終報告に記載すべき事項について委員から意見をいただいた。主な意見等は以下のとおり。

○レベル 1 における火山活動の変化を登山者等に伝える情報について

- ・変化を伝える情報を発表した際に気象庁はどのような事を伝えていたのか。
- ・今までの火山の状況に関する解説情報と変化を伝える情報の内容が違うのであれば分かりやすい。変化を伝える情報で事実が発表され、その後評価に関する予報・警報が発表されるのは分かりやすい。
- ・変化を伝える情報が発表された後で、評価が定まらない場合に、臨時の解説情報を継続して発表するのがよい。評価が定まらないことを「予報」で発表するとレベルを分けることになる。
- ・変化を伝える情報はレベル 1 以外、例えば 2 と 3 の間でも発表してほしい。
- ・元々火山活動の評価ができない、今後の見通しが分からない、はレベル 2 ではないのか。それをレベル 1 で発表すると安全と思われるので、レベル 2 に早く上げ、しばらくの間に何事もなければレベルを下げるという運用を行うべき。
- ・危険が迫っている可能性があるのであればレベル 2 に上げるべきであり、中途半端な 1.5 は不要。
- ・火山活動が評価できないと発表すると、一般の方には分かりづらいのではないか。
- ・もともとレベル 1 の状態における規制は地元の判断で実施が可能。
- ・基準を定めれば、常に基準を満たさない段階ではどうするのかという問題が生じる。自治体等の防災対応は、事前に決められた基準に固執するのではなく柔軟にするべき。
- ・変化を伝える情報で、看板の設置や、レベル 2 の防災対応の準備等、何らかの措置を自治体等に求めるのであれば、レベル 2 に上げた方がよい。
- ・変化を伝える情報は、気象庁が自治体等にして欲しいことを記載するのではなく、事前に決めている対応をとるための情報として利用するのではないか。
- ・登山者側で見た場合、変化を伝える情報が発表されるタイミングが重要。御嶽山の場合 9 月 10 日、11 日でこの情報が発表され、更に（平常）のキーワードを使用していなければ、登山を止める人がいたかもしれない。受け手それぞれが情報として活用できると思う。

○火山情報の提供に関する報告に記載すべき事項について

- ・噴火警戒レベルの引き下げ基準には、引き下げの目安となる期間に関する項目があることから自治体の対応の見通しとして必要なもので、引き上げ基準とあわせて公表することが重要。
- ・原則として基準を満たした場合は噴火警報を発表することを明確にするため、わかりやすい情報提供の前提として、基準に達した場合は直ちに噴火警報を発表することを報告に記載しておくべき。

- ・活動の変化を観測した段階での情報提供は、「情報共有する」だけでなく、例えば機動班のトップが現地で解説するなど、現地で丁寧な解説を行うことを具体的に記載すべき。
- ・内閣府の火山防災対策推進ワーキンググループでは、レベル1のキーワード案が「活火山であることに留意」とのことだが、御嶽山と富士山を共通の文言で表現するには無理があるのではないかと。それならば、無理に表現する文言を作らずに、キーワードなしでよいのでは。
- ・レベル1のキーワードは「火口内危険」や「火口域危険」ではどうか。
- ・現在の気象庁ホームページは階層が深く火山情報を探しにくい。ホームページでは、情報の充実だけでなく、アクセスしやすくするような改善も必要である。
- ・新たな技術開発だけでなく職員の能力向上も重要であるが、人材育成などは観測の検討会で検討している事項であり、そちらの報告書で記載する方がよい。
- ・噴火速報は、登山者が命を守るための行動が取れるよう、迅速、端的かつ的確に発表されるものとされていることから、「登山者等に確実に情報が伝わるよう、情報伝達手段の確保に努める」といった記載をすべきではないか。
- ・噴火速報を伝えるための手段の確保について記載すべきとの意見があるが、重要なのは多様な手段で伝えることであり、他の情報と同様に、「情報伝達手段の強化」での記載で良いのではないかと。
- ・気象庁が入山規制などをするという誤解も多いため、規制について、「気象庁が自治体の規制の参考となる情報を発表する」とするなどの文言を入れた方がよい。
- ・報告では、課題に対して具体的な対応を記載することになるが、それだけでは解決できない点が残されていることがわかるようにすべき。火山観測体制等に関する検討会の記載と連動させつつ、報告の最後に火山噴火予知には技術的な限界があることを記載した方がよい。

3. 今後の予定

- ・報告は座長預かりとし、3月中に公表する予定。